

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成30年度第1回松阪市人権施策審議会
2. 開催日時	平成30年4月27日(金) 午後2時~午後3時40分
3. 開催場所	松阪市役所 第3、4委員会室
4. 出席者氏名	<b>【委員】</b> 筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、石川通子、上村夏子、小椋仁、川崎佳代子、栗田季佳、鈴木清子、世古佳清、高柳伴子、前田浩、松村淑子 <b>【事務局】</b> 環境生活部長(吉田) 人権・男女共同参画課長(西) 人権・男女共同参画課 人権担当主幹(佐波) 人権・男女共同参画課(小林) 人権・男女共同参画課(磯田)
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-3533 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

### 議事

1. 委嘱状交付式
2. 役員の選出
3. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
4. その他

### 議事録

別紙のとおり

平成30年度 第1回松阪市人権施策審議会 議事録

- 【日 時】 平成30年4月27日（金） 午後2時～午後3時40分
- 【場 所】 松阪市役所第3、第4委員会室
- 【出席委員】 (13人)筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、石川通子、上村夏子、小椋仁、川崎佳代子、栗田季佳、鈴木清子、世古佳清、高柳伴子、前田浩、松村淑子
- 【欠席委員】 (2人)酒井由美、渡邊和己
- 【事務局】 環境生活部長（吉田）  
人権・男女共同参画課長（西）  
人権・男女共同参画課 人権担当主幹（佐波）  
人権・男女共同参画課（小林）  
人権・男女共同参画課（磯田）

○事務局より開会の辞

○欠席者報告

酒井由美委員、渡邊和己委員。

○環境生活部長より挨拶

みなさんこんにちは。環境生活部の部長です。本日は大変お忙しい中、平成30年度第1回松阪市人権施策審議会にご出席いただきありがとうございます。また、審議会の委員をご快諾いただきまことにありがとうございます。このたびは昨年引き続き委員をお願いしていた方、新たに委員になっていただいた方合計で15名の方をお願いしております。松阪市におきましては人権のまちづくり条例を制定し人権尊重の視点にたった施策を総合的また計画的に進めるために松阪市人権施策基本方針を制定しています。これらを具体的に制定するために松阪市人権施策行動計画を定め、進めているところであります。委員の皆さまには人権行動計画に基づく各事業の進捗管理、評価検証という大変重要な役割をお願いすることになります。2年間どうぞよろしく願いいたします。また、本日事項書のその他のところになりますが、松阪市の自殺対策計画を定めるということで進めております。進めるにあたって策定委員会を設置しますが、当審議会から委員を選出させていただきたいと思っております。人権施策行動計画の人権課題のひとつに自殺対策も設けてあるため、当審議会より自殺対策委員を選任いただきたく願います。松阪市の人権につきましてはさまざまな活動を通じて一人一人の人権が尊重され安心して暮らせるまちを目指しております。ご理解ご協力をお願いして簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

- 議事
1. 委嘱状交付式
  2. 役員を選出
  3. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
  4. その他

2については会長に筒井美幸委員。副会長に皆川治廣委員を選出。

○議事録

会長挨拶

【会長】

三重県国際交流財団企画総務課長をしております。主に外国人住民のことについて長く携わってきました。外国人住民一人に対して市役所一人分の仕事があるということで人権面も含めたくさんのことをここで勉強させていただいたように思います。今まで学んだことを様々な形で松阪市の施策につなげていけるよう皆さまからいろんな意見を頂戴できるように頑張りますのでよろしくお願いいたします。

副会長挨拶

【副会長】

30年ほど施策委員長や会長などをさせていただきましたが未だに人権問題が解決に至らないことを非常に残念に思います。人権問題の解決に向け努力させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

ここからの議事進行は審議会規則によりまして、会長にお任せします。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、規則に基づきまして、私が議長を努めさせていただきます。議事の進行にご協力をお願いいたします。では、事項3の松阪市人権施策行動計画の評価検証について進めたいと思います。では、事務局より松阪市人権施策行動計画について説明をお願いします。

【事務局】

松阪市人権施策行動計画の評価検証につきまして、今年度行っていただきたいことをご説明させていただきます。今後の予定といたしまして、松阪市人権施策行動計画に基づく事業の平成29年度の進捗管理ということで評価検証等のご審議をしていただきます。

松阪市人権施策行動計画には 55 ページにわたる事業がございまして、すべての事業を審議していただくことは大変難しいので、昨年と同様にあらかじめ事務局の方で抽出をさせていただきます。抽出にあたりましては、基本施策体系よる施策から 1・2 事業で 15 から 20 事業を考えております。

この審議の事業について担当課より説明をいたしますので、委員の皆様のご意見をいただくという形式で審議を進めさせていただきたいと考えています。

また、昨年同様に委員の皆様事前に評価検証実施事業一覧及び事業評価シート等資料を送らせていただきます。

その内容について事前質問の聞き取りをさせていただき、当日、担当課より回答をさせていただく予定ですが、抽出以外の質問については受け付けないという訳ではありませんが、紙での回答となります。

なお、お配りした資料の中に平成 29 年度にご審議いただいた事業評価についての質問に対する回答がございましてご覧いただければと思います。

審議におきましては、本来ですと松阪市人権施策行動計画事業進捗状況評価実施要領では、「A かなり充実した」「B 充実した」「C ある程度充実した」「D あまり充実しなかった」「E 充実しなかった」などと 5 段階で評価していただいておりますが、評価において保留になることが多いことから、委員の皆様のご意見をもとに評価をおこなうことにしております。

前回の評価においても、評価ができる場所はどこか、また、こういったところに工夫をしてほしい、考えてほしい、改善してはどうかなどの視点でご意見をいただいております。

また、事業によっては審議時間が延びることも予想されますが、1 つの事業の審議について時間配分を前回同様に 10 分程度と考えております。

事業によって審議が延びる場合は、一回のみの審議会開催というのではなく次回の審議会開催ということも考えながら審議していただければと思います。1 回の審議会を 2 時間程度と考えておりますので、次回開催としていくことについてご理解をいただきたいと思います。

以上が評価検証についてのご説明とさせていただきます。

#### 【会長】

ありがとうございます。ただいま事務局より提案いただきました、審議会の進め方について、ご意見・ご質問等ございませんか。

#### 【副会長】

今年度の審議会は何回ほどを予定していますか。

#### 【事務局】

今後の予定としまして、前回の審議会は 1 月ごろに開催させていただきましたが、委員会の中で 10～11 月ごろに開催してほしいとの意見をいただいておりますので、今年度は 10～11 月ごろの開催を予定しております。

**【副会長】**

今回を含めて 2 回ということですか。

**【事務局】**

2 回を予定しておりますが、先ほども申し上げた通り審議によっては次回開催ということも考えておりますので最大 3 回ほどを予定しております。

**【会長】**

初めて参加する委員の方は内容が分かりづらいと思われそうですが、会を重ねて審議会に参加していただくことで内容が分かっていただけのことと思いますので、次回も審議会に参加していただき、審議の内容を確認していただければと思います。

その他に何か意見はございますか。

それでは平成 30 年度も前年同様に皆さまからご意見をいただいて審議を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは事務局お願いします。

**【事務局】**

次回の開催時期ですが、先ほども説明させていただいた通り、10 月か 11 月頃に開催できるのではないかと考えております。よろしくお願い申し上げます。皆さまからの意見・アンケート等を取りまとめさせていただき関係上、時間がかかる可能性があります。次回は 10 月か 11 月ごろに開催をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

**【会長】**

では、続きまして事項 4 のその他の事項に移りたいと思います。事務局からお願いします。

**【事務局】**

お配りいたしました「人権・男女共同参画課人権係年間スケジュール」をご覧ください。主だったところを説明させていただきます。6 月は人権啓発強調月間と定めさせていただいて、人権講演会、街頭啓発、人権パネル展を開催させていただいております。6 月 24 日には露の団姫さんをお招きして講演会を開催させていただきますので皆さまもお誘いあわせの上、ご参加いただけたらと考えております。8 月には松阪やたいむらと題して外国の方と

の交流イベントを開催するとともに、戦争平和週間ということでパネル展を開催します。9月には自殺予防週間ということで県主催の街頭啓発を行い、自殺対策のための合同相談会を実施していきます。11月に人権文化フェスティバルと記載させてもらっているが12月の人権週間に伴い、11月～1月にかけて嬉野・三雲・飯南・飯高の会場で講演会・映画祭を開催させていただき予定です。3月については自殺対策強化月間となっておりますので、自殺対策の講演会を3月の始めの日曜日に行い、街頭啓発と合同相談会を開催していく予定です。以上が主だった予定でございます。街頭啓発・講演会についてはたくさんの方にご参加いただきたいと考えておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

#### 【会長】

毎月何かしらの事業を行っている印象ですね。何か質問はありますか。

#### 【事務局】

先程ご案内いたしました9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間につきまして、自殺対策事業の一環として実施しております。

この事業は、国の制定する「自殺対策基本法」に基づいて実施されております。

「自殺対策基本法」におきましては、平成28年度に改正があり、市町村における計画の策定が義務化されました。

計画の策定にあたり、現時点では松阪市の自殺の実態の分析を行っているところでございまして、平成29年で申し上げますと、松阪市では30人の尊い命が自殺により亡くなっているという現状でございます。

平成30年度には自殺対策計画の策定へと取り組みを進めるため、自殺対策計画策定委員会を立ち上げることとなりました。

策定委員は医師会(精神科医)、社会福祉協議会(生活困窮)、包括支援センター(高齢者)、民生児童委員(子ども)、人権施策審議会(人権)の団体からそれぞれ1名の委員を選出いただき5名の委員で運営していきます。

そこで、人権施策審議会から人権の観点からご意見を頂戴したいということで、お一人代表して計画策定委員としてご出席をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

こちらからの提案ですが、会長に計画策定委員として出席をお願いするというご承諾いただけますでしょうか。

皆様の拍手をもちまして承認とさせていただきます。(拍手)

ありがとうございます。

それでは、皆様のご意見を頂戴し、会長に代表して計画策定委員会にご出席いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございます。自殺対策の会長を引き受けさせていただきます。30人が亡くなってらっしゃるということを知ると、ニュースで聞くこととは違い、身近に感じます。事前に相談・対策をすることで自殺を予防につながることの重要性を再確認したところです。会議の内容は皆さまに報告させていただきます。皆さまからの意見を頂戴し自殺対策会議に報告させていただきますのでご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、せっかくの機会ですので、本日お集まりいただいている方がどのようなことを行っているか、何か困っていることがないか等をご報告いただき、本日は終了とさせていただきます。

**【副会長】**

その前に一つ質問よろしいでしょうか。松阪市は情報公開条例があったと思うが、実際に自殺者の情報、子どもが何人、大人が何人などの情報公開請求された際は、自殺者数は黒塗りですか。

**【事務局】**

数字は公開可能と思われませんが、1人であったり、特定できたりする場合は黒塗りです。特定できない数字は公開可能です。

**【副会長】**

松阪市の自殺の特徴を教えてください。

**【事務局】**

松阪市の場合は健康問題が約3割、生活困窮が約3割です。29年は年代的には30代の方が多くなっているということになっています。

**【副会長】**

子どものいじめ問題はありますか？

**【事務局】**

原因まではわかりません。

**【副会長】**

対策委員会を行う際に特徴を把握しておかないと方向性が定まらないと考えましたので、質問させてもらいました。

**【会長】**

他に何か質問はありますか。

今、副会長がご質問をした内容が身近にどういった方々が亡くなったのかということにもつながると思います。そのようなご報告も会議で上がってくるとと思いますので、その会議の内容も審議会で報告をさせていただきます。

それでは、それぞれのご所属の今取り組んでいる内容や共有したい内容のご報告をよろしくをお願いします。

**【委員】**

子どもの貧困についてです。子どもにとって教育は機会均等であり平等であってほしい。貧しさゆえに進学できないとか食事も満足にできない子どもたちのことを新聞や本などで読むとこちらも心が痛むし、そのような子たちのために取り組んでいくことが大事だと思っています。

**【会長】**

何かそのような活動をしている団体の方はいらっしゃいますか？

**【委員】**

運動や活動はしていませんが、様々なところで「子ども食堂」を行っているが松阪市としては進んでいないのが現状と聞いています。社協さんの方で第二地区の方がやってみえると聞いたことがあります。フードバンクなどでも松阪市にはなく、津市の方にしかないと、何か急に入用があった場合、津の方に依頼をする形になっているのが現実です。協力したいとの申し出もしているが、親の関係をはじめ様々な問題が絡んでおり協力できていない現状です。

**【会長】**

フードバンクについては外国人の子どもの関係でどうしても生活が立ちいかない方々がいらしていましたが、そのような方々に向けて依頼をかけたことがあります。三重県内では一つの団体さんが活動してもらっていますが必要であれば電話をしてもらうことで物資を持ってきてくれる場合と取りに来てほしいといわれる場合とありますが、活動している団体はあるので、今度情報をもってこようと思います。

子ども食堂は各地にできているのですか？

**【委員】**

子ども食堂という名目では行っていないが、社協さんをはじめいろんな団体が個人的に行っている。



【委員】

松阪では東町がやっているのでは？

【会長】

子ども食堂というのは市民団体が自発的に始めているものなのですか？

【委員】

住民協議会ですね。社協さんがそれにならっている状態です。そこに人権の問題が絡むことになるとう難しいという話は聞いています。

【委員】

所得を問わず誰でも利用できるようにしているので、そこに差別を起こらないよう配慮はされているということは聞いています。

【委員】

場所によってはレトルトのカレーやウナギを食べたりもしているところもあるみたいです。ただし、松阪ではまだこれからといった現状と聞いています。

【委員】

レトルト食品関係については県社協が取りまとめを行い、賞味期限が近いものを各地域から提供してもらい、配布するというシステムがある。

【会長】

数はありますか？

【委員】

数はそこまでないが少なくはない。企業や商店から陳列できないものを集めて、配布するという流れがある。

【会長】

フードバンクも同じような流れです。箱がつぶれてしまったりして商品価値がなくなると配布対象になる。見本で配布対象のものをいただいたことがあるが、見本だけ見るとなぜ商品価値がなくなったかわからないほどです。企業さんの話を聞くと配布できる商品の量のばらつきはあるが、必要な時に配布できるように努力をしているとのこと。

【副会長】

三重県で防災対策推進条例を作りましたが、東南海地震があったときの対策として県や市

は食料備蓄をしなければならないが、松阪市の食料備蓄の賞味期限が切れそうになった時はどうしていますか？

**【事務局】**

防災訓練や各地域の訓練で順次使用・配布を行い、入れ替えを行っています。

**【副会長】**

公益目的で行っているので平等の原則からすると個人活動である子ども食堂に提供できないですかね。広報活動の一環として使用しているのならば提供するのは問題になるかもしれないですか？

**【事務局】**

確認してみます。

**【副会長】**

量が多く難しいと思いますが、議論だけはしてみてください。

**【委員】**

保健センターなどではミルクの期限が近くなってくると検診の機会を提供していました。

**【会長】**

市の備蓄量というのは相当のものであると考えられるため、議論をお願いします。

**【事務局】**

確認を行って次回機会があれば報告させていただきます。

**【会長】**

それでは次の方をお願いします。

**【委員】**

部落ヘリテージという記事が今年 1 月に出ています。部落差別の今を伝えたいという問題がありますが、それは課題として置いておきます。私は保護士としても活動をしていますのでその視点からも見ていきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。この数日気になっているのは、社会的立場のしっかりしている人がセクハラということで世の中を賑やかしていますが、セクハラが差別であるという視点はほとんどないということです。セクハラは差別であるという視点ももって持たないといけないのではないかと思います。

**【会長】**

今のご発言に対し何かご意見、ご感想はありますか？

人権・男女共同参画課ではセクハラやハラスメント問題について取り扱っていますか？対策や啓発があれば教えてください。

**【事務局】**

市民に対して表立った啓発は行っていませんが、庁内では一企業として計画も定めております。チラシ等配布はありますが、課として市民に対してあえて進んで発信しているというのはやっていないです。

**【委員】**

大臣などの発言を聞いていると腹が立ちますね。

**【事務局】**

セクハラ問題に関してはかなり厳しく行っている。職員課が職員一人一人に意識ができるよう教育を行うようしている。企業についても同様だと思います。

**【会長】**

企業はどうですか？

**【委員】**

セクハラに限らずパワハラ、モラハラ、アルハラを代表とするハラスメント問題に関しては数年前から取り組んでいる。いろいろな情報を使いながら職員教育を行っています。会社内でハラスメントがあった場合のことを考え、専用の窓口を設けることによって再発防止に努めています。

**【会長】**

企業単位では研修を行っているが、トップの省庁などでは研修が行われていないように感じる。

**【委員】**

私は元教師ですが、相手の受け取りようによってセクハラになる可能性があると感じました。上の方がもっと勉強していかないといけないと思う。

**【会長】**

ありがとうございます。次の方はいかがでしょうか？

**【委員】**

私は障がい者の関係でいろいろ携わっています。人権を含めてですが障がい者の場合は差別解消法ができてから職員対応が大きく変わりました。今までは放っておかれたり見下げた感情が見えていたりしたのが、最近では障がい者だからといって見下げた感情がなくなり、障がい者を見かけるとすぐに行動を起こしてくれる印象があります。法律ができたこともあるし、研修なども行っているため職員のみならず一般にも浸透してきたのではないかと思います。

**【会長】**

法律ができてから何年になりますか？

**【委員】**

法律ができてからは1年半になります。

**【会長】**

この会議も法律に先立って長く行われていると思いますが、人権について皆さまで考える場があること意識の変化につながっていくのではないのでしょうか。意識の変化が「パラリンピックとは何？」という状況を変えることになりましたよね。

**【委員】**

東京からはオリンピックとパラリンピックと同時期に開催する「オリパラリンピック」となっています。障がい者だから大会の期間を分けるという考えではなくなってきている。

**【会長】**

ありがとうございました。次の方お願いします。

**【委員】**

私が住んでいる地区は第二小学校校区ですが、第二小学校地区の子どもが通学時の声掛け運動を積極的に行っているのをよく見かけます。先生の教育が良いのか私自身とても温かく嬉しい気持ちになっています。

**【会長】**

子どもが元気で自治会も元気なのが一番良いですね。  
それでは、次の方お願いします。

### 【委員】

今のお話を聞いて身近な人に声をかけやすい雰囲気をいかに作るのかが大事なことだと感じました。その延長線上で、例えば、車いすで段差が登れない方を見つけたら「大丈夫ですか」と声かけができる。そのようなことを考えると身近な人との関係をどう作るのかが大事になってくると思います。私の関心も人間関係が土台にあり、その上で人が大変な状況にあるときに支えあいながら課題を解決していくのかを考えたいと思っています。そのためには学校の中に色々な背景のある子どもがいることを知ることが大事だと思っています。しかし、現状では障がいのある子どもや外国籍の子ども、マジョリティーと違った背景を持った子どもたちが通常の学級に入りづらいという状況があります。差別解消法が大きな役割を一助となっていると思うが、それらの問題をどう保障していくのか、それだけではなく周りの子どもがどう声をかけるのか、自分が困っているときに声をかける勇気が必要ないくらいに自然に「助けて」と言える安心感や信頼感を築けることが大事と先ほどの話を聞いて感じました。

### 【会長】

ありがとうございます。先ほど外国の子どもの話が出ましたので、私も関心がありお聞きしたいのですが、外国籍の子どもたちは特別支援学級に入っている割合が結構高いそうなんです。日本語が上手く使えないために学校の勉強が理解できない現実があります。ただ、特別支援学級に入るといふことと勉強ができないといふことは別問題ではないかと思っています。その中で多くの子どもたちが特別支援学級に入っているといふことは何とかならないのかなと思っていますのですが、どうでしょうか？

### 【委員】

世界的にはインクルーシブ教育という言葉があります。皆が今いる場で共に学び、共に生きるということを進めていこうという理念があります。例えばオーストラリアやカナダなど移民の多い国は従来排除されていた子どもたちをどうやって通常の教室に入れ込むのかという議論から始まったのですが、言語の違う子どもたちが他の子どもたちが受けている教育と同じように機会を保障するにはどうしたら良いかという視点に発展してきています。このような国では通常の学校に言語的なサポートをしている人が何人かいるのが当たり前になってきています。特別支援教育の先生だけではなくて子どものニーズに応じてサポートする体制というものが議論されています。日本では特別支援教育に任せてそこで何とかしてくださいといふことが多いです。

### 【委員】

カナダやオーストラリアの教育は同じ目線で同じようにするということなのですか？

日本の場合外国との教育のあり方が違いますよね？

【委員】

特別支援学級がほとんどないもしくはなくなっているところもあります。

【副会長】

教育委員会ではボランティアの方々が来てポルトガル語の教室をやっていますよね？

【事務局】

今もやっています。

【副会長】

それでもなお語学的についていけないという状況になるんですね。

【会長】

なかなか難しい状況ですね。三重県では高校にはたくさんの外国籍の子どもたちが進学していますが、高校に入ってから支援がないので高校の入学時に高校の教科書を読む力がついているかという難しいということになります。

それでは次の方お願いします。

【委員】

私が主に取り扱っているのは、犯罪者の人権についてなのですが、今までの話の流れで児童の色々な面をラベリングし必要以上に差別をしている気がしています。ラベリングしないでそれも一つの個性であるという取り扱いはできないかということを考えています。

【会長】

最近はすごく細かくなってきていますね。早くから対応することで変わる方もありますが、細分化されてしまっているのが名前がついてしまうことで感情面の部分で違うものもあるのかと思ったりもします。難しい問題で結論が出ないですね。

次の方お願いします。

【委員】

障がい者の話がありましたのでそちらの面でお話しをさせていただきます。来店するお客様もおみえですのでスロープやてすり、専用トイレの確保はさせていただいております。企業では社内の障がい者雇用が定められていますのでうちにも一定数の雇用をさせてもらっていますがその方の中に耳が不自由な方がおみえですがその方用のために曲がり角にミラ

ーを設置させてもらっています。企業としても外向け中向けの対策をさせていただいておりますのでご紹介させていただきました。

**【委員】**

3年ほど前までは障がい者雇用率はワーストでしたが、企業さんが障がい者のみを集めて作業をさせる場所を設けることによって、雇用率の回復を図ってましたね。

**【会長】**

ありがとうございます。次の方お願いします。

**【委員】**

過去に民生委員を務めていたが、委員として担当地区の登校の様子を見に行きますが小学校の登校マナーが非常に良くなった印象です。これもPTAの方が頑張ってもらっているのだと思います。

**【会長】**

ありがとうございます。次の方お願いします。

**【委員】**

松阪人権擁護委員協議会所属です。松阪市20人と多気郡16人の合計36人のメンバーがいて、市町村から助成金をいただいて活動しています。昭和24年に人権擁護委員法ができてそれから人権に対する相談を受けたり、啓発活動をしたりしています。10年ほど前までは法務局の方が中心に活動していただいていたのですが、現在はボランティアの私たちが会計や財務などを自分たちで行うようになっていきます。添付書類にもある、人権擁護委員特設相談所ですが月に何回か産業振興センターで相談を受けさせてもらっています。また、法務局で毎日人権相談を受けています。これは自慢になってしまうのですが、ほかの市町村に行くと松阪市の人権擁護委員ほど行政とタイアップしているところはないと言われます。6月の人権強調月間の時も人権パネルを出させていただくのと街頭啓発にて啓発物品を配らせていただきます。また、11人のメンバーで人形劇もさせていただいています。年間70回ほど劇をさせていただいていますので、ご縁がありましたら是非呼んでいただけますでしょうか。

**【会長】**

ありがとうございます。人権のことについてここまで落とし込み人形劇まで行っていたかというのは他のグループではあまり聞いたことがないです。ありがたいことですね。次の方お願いします。

**【委員】**

地域包括支援センターの説明が P58 にありますのでご覧ください。地域包括支援センターとは地域住民の健康の保持及び生活の安定のため、保健医療の工場と福祉増進を包括的に支援する地域の中核機関です。松阪地区には 5 つの包括支援センターがありましてそれぞれ担当地区を持ちながら地区の 65 歳以上の方やその家族の方の支援を行う公的機関という位置づけです。少子高齢化などの報道を聞くと、長生きすることが何か悪いイメージがあるような響きがあるということを高齢者の方から聞かせていただくことがあります。実際にはすでに人生 100 年時代になっており、ほとんどの方が健康に 75 歳を迎えることができる時代です。しかし、75 歳を超えて 80 歳に差しかかってきたときに健康を害する方が多く、75 歳から 80 歳になるまでの障害となる山を削るような活動をしています。具体的には介護予防教室を各地で開催させてもらっています。また、年を取っている、認知症であるというだけで差別を受ける方がたくさんいらっしゃる現状ですのでそこを何とかしていきたいということが業務の柱となっています。

**【会長】**

ありがとうございます。長年委員を務めていましたが色々なバックグラウンドをお持ちの方が集まって見えるのだと改めて実感しました。今回お集まりいただいた方はすべての人がいきいきと地域において生活できるようにするにはどうしていけば良いかということに注目されて活動されているのだと思いますので、次回以降たくさんの事業があがってきますので、該当するそれぞれの事業に対する質問をあげていただければと思います。ありがとうございます。

**【委員】**

まとめていただいているところすいません。松阪市では自殺対策計画とされていますが島根県、鳥取県や三重県でも自死対策計画となっていますが松阪市では自殺という言葉で策定される予定ですか？

**【事務局】**

自死ではなく自殺対策行動計画という言葉で策定させていただく予定です。

**【副会長】**

法律的にはどうなっていますか？

**【事務局】**

法律は自殺対策基本法となっています。



【委員】

島根県などでは自死という言葉に変えているので変えることもできますね。

【副会長】

法律では厳しい文言になっているものもありますので、変えるというのも一つの案ですね。

【会長】

他にご質問はありますか？

【委員】

今回はどのような問題が提起されますか？

【事務局】

今回は 10 月か 11 月ごろに会議をさせていただきますが、その前に事務局からご案内をさせていただきます。今の段階ではどの事業があがってくるかは未定です。

【副会長】

過去にあった話ですが、予算がないため審議会が開催できないということがありましたので、それがないようにお願いすると、3～4 回ほど開催できる予算の確保をよろしく願いします。

【事務局】

予算がないので開催できないということはないようにさせていただきます。

【会長】

他にご質問はありますか？

ないようですので第 1 回審議会を終了させていただきます。皆様本日はありがとうございました。